

核融合科学研究所ハラスメント相談員に関する要項

制 定 平成12年4月28日 所長決定
最終改正 令和 5年3月31日

(趣旨)

第1 大学共同利用機関法人自然科学研究機構ハラスメントの防止等に関する規程（平成16年自機規程第16号）第7条第1項に規定する相談員に関し必要な事項は、この要項の定めるところによる。

(相談員及び総括相談員)

第2 核融合科学研究所（以下「研究所」という。）に、ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）が職員等からなされた場合に対応するため、相談員を置き、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 管理部から選出された事務職員 2名
- (2) 技術部から選出された技術職員 2名
- (3) 研究部から選出された研究教育職員 4名

2 相談員の苦情相談の対応に関し指導・助言等を行うため総括相談員を置き、副所長をもって充てる。

3 相談員は、苦情相談の対応に関して総括相談員に相談及び報告を行うものとする。

4 総括相談員は、必要に応じて研究所研究教育改善室コンプライアンス委員会委員長に、ハラスメントに対する措置を講ずるよう、申し入れを行うものとする。

(相談員の任期)

第3 相談員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、連続して3年を超えることはできない。

(相談員の責務)

第4 相談員は、総括相談員の指導の下、当該苦情相談に係る問題の事実関係の確認及び当該苦情相談に係る当事者に対する指導・助言等を行うことにより、当該問題を適切かつ迅速に解決するよう対応しなければならない。

2 相談員は、関係者のプライバシーや名誉及びその他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(外部相談員)

第5 第2第1項に規定する相談員のほか、ハラスメントの防止等を適切に実施するため、ハラスメントの防止及び排除に関する識見を有する研究所外の者（以下「外部相談員」という。）による相談窓口を置き、所長が委嘱する者をもって充てる。

2 外部相談員は、職員等からの電話による相談に対応するものとする。

3 外部相談員は、総括相談員に相談件数及び概略の報告を定期的に行うものとする。ただし、外部相談員が、緊急性が高いと判断したものについては、相談者の了解を得た後、直ちに総括相談員に報告を行うものとする。

(外部相談員の責務)

第6 外部相談員は、当該苦情相談に係る問題に対し相談者に助言・指導等を行うことにより、当該問題を適切に解決するよう対応するものとする。

- 2 外部相談員は、関係者のプライバシーや名誉及びその他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第7 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成12年4月28日から実施する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成26年4月2日から実施し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成30年3月20日から実施する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要項は、令和5年4月1日から実施する。

- 2 令和5年度に選出される相談員は、第3の任期に関わらず、令和4年度の相談員から選出することができる。ただし、当該相談員の任期が連続して3年を超える場合については、令和6年3月31日までを任期とする。